

関係各位	平成 25 年 11 月 1 日
道路橋等の設計、施工、維持管理に当たって参考となる知見について (番号 13BR005)	
以下の事項については、道路橋等に係わる技術基準の適用に当たって参考となるもの と考えられるので、お知らせいたします。	
<p>【Q】</p> <p>道路橋の設計において、「軟弱地盤対策工指針(平成 24 年 8 月)」P.6 に記載されて いる「N 値 10～15 以下」に該当する地層の場合、洪積層であっても液状化の判定を 行う必要があるか。</p> <p>【A】</p> <p>道路橋示方書 V 耐震設計編 (平成 24 年 3 月) P.139 の 20 行～25 行に記載されて いるとおり、洪積層の場合には原則として液状化の判定は不要です。これは、関東地 方に広域的な液状化被害をもたらした東北地方太平洋沖地震や兵庫県南部地震を含 む既往の地震において、洪積層が液状化したという事例は確認されていないこと、洪 積層は一般に N 値が高く、続成作用により液状化に対する抵抗が高いことを踏まえた ものです。</p> <p>なお、「軟弱地盤対策工指針 (H24.8)」P.6 の「N 値 10-15 以下」の記載は、地震 時の液状化による被害のおそれがある砂質土の特徴を記述したものであり、同指針 P.14-16「4)地震による地盤のすべり破壊と液状化」には「④地盤の液状化が生じる のは、ほとんどの場合、沖積砂質土層である」と記述されております。同指針 P.165 に示されているとおり、液状化の判定は沖積層の土層が対象であり、洪積層の場合に は原則として液状化の判定は不要です。</p>	
関連する参考の番号	—
本参考の提供に伴い 廃止する参考の番号	—
参考 送付先	—
作成者	国土技術政策総合研究所道路構造物管理研究室 <nil-bridged@ml.mlit.go.jp> 土木研究所構造物メンテナンス研究センター <caesar@pwri.go.jp>
*留意事項：ここに記載の事項の適用は、事業毎に発注者の承諾によるべきものです。また、ここに記 載の事項に関する問い合わせは、道路管理者からの技術相談にて対応することを基本といたします。	